

高森中学校PTA規約（改正分）

1 役員等の名称及び員数

【現行】

第4条 本会に次の役員、顧問及び理事を置く。

会長	1名	保護者より選出
副会長	2名	全域から2名選出
書記	2名	保護者1名、教頭
会計	2名	保護者1名、事務職員1名
家庭部長	1名	保護者
家庭副部長	1名	保護者
監査	2名	保護者2名
顧問	2名	校長、前会長
理事	12名	各地区より地区代表として2名選出（色見・上色見地区は一つとする）

【改正 役員追加】

事務局	2名
学年委員	3名 各学年委員より1名

改正理由：現在、保護者選出の執行部7名（監査2名）で活動をしている状況である。先々の少子化に伴い保護者の減少による役員選出が困難である。また、役員活動への理解を共有し協力を求める。
（合計12名構成）

2 高森中学校PTA役員及び各委員

【現行】

役員	：会長・副会長・書記・会計・家庭部長・家庭副部長・監査（計9名）
地区理事	：6地区 各2名（計12名）
委員	：広報委員・緑化委員・体育委員（各地区2名選出：計36名構成）
クラス役員	：各学年 各クラスより1名（3名以上）

【改正 広報・緑化・体育委員の解体及び、研修委員の設置】

改正理由：広報委員の必要性を検討。ホームページ・ブログ等での代用がすでに出来ている。緑化活動は委員の負担も大きく、シルバー人材センターへの依頼で賄える。体育大会の半日開催に伴い、事前準備やテント設営の活動がなくなった。
役員（監査）・地区理事・クラス委員以外の保護者は研修委員に所属する。

3 高森中学校PTA旅費規定

高森中学校PTAを代表して、上部団体等が開催する研修会等へ出席した場合、次の区分に定める金額の旅費を支給する。

【現行】

- 1 阿蘇郡市外（県内） 5,000円
- 2 阿蘇郡市内（南部を除く）・大津町 3,000円
- 3 阿蘇南部（高森町、南阿蘇村） 1,000円

【改正 区分追加】

- 4 県外 5,000円 + 交通費（実費）

改正理由：燃料の高騰による交通費の補助を行うことにより、研修会等への参加者を促す。研修会参加者を広く求める。

4 付則

【改正 付則】

付則 この規約は令和5年12月15日から施行する。